

鳥羽市全員協議会会議録

令和2年9月4日

○出席議員（14名）

1番	南川 則之	2番	濱口 正久
3番	瀬崎 伸一	4番	片岡 直博
5番	奥村 敦	6番	河村 孝
7番	山本 哲也	8番	中世古 泉
9番	木下 順一	10番	戸上 健
11番	浜口 一利	12番	坂倉 広子
13番	坂倉 紀男	14番	世古 安秀

○欠席議員（なし）

○出席説明者

- ・中村市長、立花副市長 ・小竹教育長
- ・中村総務課長、奥村副参事
- ・山本教育委員会総務課長
- ・岡田室長、榊原副室長
- ・中井健康福祉課長、辻川補佐
- ・濱口企画財政課長、高浪副参事、横田補佐、田畑室長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	清水 敏也	次長兼	木田 崇
書記	中村 真緒	議事総務係長	

(午後 4時16分 開会)

○木下順一議長 本会議に引き続きお疲れさまです。

ただいまから全員協議会を再開します。

本日の案件につきましては、お手元に配付してあります事項書のとおりでございます。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、執行部からの報告事項についてであります。

①地方創生臨時交付金（第2次補正）実施計画についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

企画財政課長。

○濱口課長 企画財政課、濱口です。よろしく申し上げます。

貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

本日は新型コロナウイルス感染症対応に対する地方創生臨時交付金の実施計画第2次補正の素案のほうが多まりましたので、その内容について説明のほうをさせていただきたいと思っております。

三重県への計画提出が9月18日までとなっておりますことから、提出までの間でフェーズのほうも日々変化しておりますことから、今後どういった取組が必要かなど、各課とは逐一調整を図りながら追加や修正を進めていきたいというふうに考えております。また、計画提出までの間、議員の皆様方にも事業提案、要望等ございましたらぜひいただきたいと思っておりますので、併せてよろしくお願いをいたします。

それでは、高浪副参事のほうから説明をさせていただきます。

○木下順一議長 高浪副参事。

○高浪副参事 企画財政課、高浪です。よろしく申し上げます。

私のほうから提出しました資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料A3、大きな資料をお渡ししてあると思っておりますので、こちらをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました実施計画について、追加、変更する予定の素案でございます。第2次補正に伴い、9月末までに国へ実施計画の変更を提出いたします。その前に、三重県には9月18日までに提出が必要となっております。この実施計画については7月に先行申請がありましたけれども、コロナ感染症に関してはそのフェーズが日々変化していることもありまして、今後想定される内容を盛り込むことはもちろん、関係する団体との調整なども含め、慎重に対応する必要があると判断をいたしまして、9月の通常申請をすることといたしました。なお、本日の素案報告後においても、三重県へ提出する9月18日までの間に変更が必要となる場合も出てくるかもしれませんので、今日のご説明はあくまでも素案ということでご了解いただきたいと思っております。

では、資料をご覧ください。

今回の臨時交付金、限度額、第1次補正、第2次補正合わせまして4億4,653万円となっております。ただ、左側に吹き出しに書かせていただきましたが、これまで実施している事業については、執行残額が出る見込みでございますので、配分限度額4億4,653万円を超えての実施計画の策定としております。また、

実際の予算化に当たっては、順次フェーズや必要性を見極めながら進めてまいります。この実施計画の追加変更を行うに当たっては、市長の指示を受けまして担当課での協議や市対策本部会議での協議を経て進めてきました。最終素案を8月31日に対策本部会議に確認をしまして、それで今回の今日報告するものでございます。では、内容についてご説明いたします。

まず、この一覧の見方ですけれども、実施内容のカテゴリーごとに表にしてございます。左の上のほうが感染症対策、左の下が暮らしの維持、右の一番上が事業継続、経済回復、新しい生活様式とそしてその他としております。表の中の項目として、横帯をごらんいただきますと、まず事業内容、これは間段階のものも含まれます。そして担当課、計画額、事業額です。そして交付金充当状況、これも五つの段階に分けております。まず、交付金状況の左側、第1次配分を充当済み。その次が8号補正予算化予定、本日ご審議いただいたものになります。次が休業補正予算で財源更生をかけるもの。今回の議会の補正予算として計上しております。そして、今後補正を検討しているもの。一番右側が今後財源更生を予定しているものに分けております。ですので、右から二つ目の今後補正検討以外は事業化、予算化がされているものとなっております。個々の内容の主なもの、特に右から二つ目に記入しました今後補正検討のものを中心にご説明をしたいと思います。

また、申し上げます事業費についても今後検討するものでございますので、現時点での見込額ということでご理解をください。

まず、左上の表です。感染症対策です。

こちら上から3行目、4行目、5行目、今後補正検討のところに数字が入っているものについてご説明をします。

上から3行目、4行目、5行目ですが、避難所での感染症対策をしっかりと行うことを目的としまして、体温計、マスク等の整備、スポットクーラー、飛沫感染予防用のパーテーション等の購入を予定しております。それぞれ257万2,000円、191万円、1,032万円でございます。

下から5行目、定期航路の感染対策として48万円上げてございます。

感染症対策の一番下、コロナ感染者への支援や消毒が必要な場合の支援を既存予算で実施することを決めております。これが活用された場合、この臨時交付金で財源更生をする予定となっております。360万円でございます。

左下の表です。暮らしの維持でございます。

下から4行目、下記事業に伴う特別支援教育支援員の人件費の追加で173万円、次の感染発生による修学旅行中止時のキャンセル料の支援500万円。これは市内の小中学校の児童生徒が感染をして、修学旅行が中止となってしまった場合に保護者のキャンセル料支払いの負担を軽減する支援でございます。

下から二つ目、新型コロナウイルス感染症の影響により市税の減免等の手続をやっておりますけれども、その手続増加に伴う会計年度任用職員の雇用1名分と、予防対策のための経費として142万3,000円、一番下が水道料金の基本料金の減額を一般会計から繰り出すため、8,244万1,000円。これは今後のほかの事業の執行状況を見極めながらの検討となります。

次に、右の一番上の表でございます。事業継続です。

事業継続の下から三つ目、感染症拡大阻止協力金。こちらは三重県と協調した感染拡大の阻止協力金でござ

いまして、8,100万円、三重県からの請求により今後補正予定でございます。

下から二つ目、テナント家賃支援とその次のサプライチェーン寸断影響への企業支援というのを今後補正検討としております。それぞれ500万円ずつでございます。ただ、国が感染症法に基づくコロナの位置づけを第二類から見直し検討に入っておりますので、こういったことを注視しながら今後の検討としたいと考えております。

次の表、経済回復でございます。

上から四つ目、対象業種拡大プレミアム付商品券販売。括弧書きで生活に支障を生じている世帯には給付を検討中として6,000万円。

次、上から五つ目、GoToEat鳥羽ざかなキャンペーン、鳥羽市独自分として3,500万円。こちら二つとも最終事業内容を詰めているところでございます。

一番下です。

年度末時期の誘客促進として3,000万円、これも今後検討として挙げております。

次の新しい生活様式では、一番上、オンライン授業生徒端末ソフト整備等として、GIGAスクール構想実現のための端末整備やソフトライセンス費用について補正検討分と財源更生予定分で2,049万7,000円でございます。

次のワーケーションの推進では、観光産業の多角化を目的としたワーケーション推進のプロモーションで2,000万円を、今後補正を検討しております。

その他として、これらの事業を実施するための職員時間外勤務手当の補正及び既存の予算の財源更生を合わせまして300万円を検討しております。これら全部合計しますと、5億5,275万3,000円を実施計画の追加変更として国へ提出する予定でございます。また、この計画については今後のフェーズの変化によって、計画に入っていましても実施しないと判断する場合がありますので、あくまでも計画であるということでご了解をいただきたいというふうに思います。

以上、説明でございます。

○木下順一議長 説明は終わりました。

この件につきましてご質疑等ありましたらお受けをいたしたいと思いますが。

南川議員。

○南川則之議員 まずこの第2次補正分の339532という数字なのですけれども、この配分の計算式いうんですか、どうやってこれが割り当てられているという中身を少し教えてください。それと、先ほど副参事が言われたように、総額が4億4,653万円なんやけども、先ほど説明いただいたのが5億5,275万3,000円ということで、さらに見込んだらという解釈でええのかというのも教えてください。

○木下順一議長 田畑室長。

○田畑室長 企画財政課、田畑です。失礼いたします。

計算式なんですけれども、国のほうより式の提示はございますけれども、国が定めた係数というのがありまして、その複雑な数字については示されておりません。限度額として各自治体分が一覧表でまいるというような形になっております。

○木下順一議長 高浪副参事。

○高浪副参事 もう一つのご質問でございます。

限度額4億4,600万円ほどで、今回提出しますのは5億5,200万円ほどになります。超えておりますけれども、今後の今やっている事業の執行事業を見ながら検討していく、これから検討していく事業については予算額を考えていきたいというふうに思っております。ですので、超えて提出をさせていただきます。

○木下順一議長 南川議員。

○南川則之議員 先ほど一覧表の中で鳥羽市の配分どんどん来とるとのことなのですが、県下の配分というのですか、市町にどれだけ配分されるということで一覧表多分あるかなと思うのですが、これを提出してもらうことはできますかね。議長。

○木下順一議長 もらっていませんか。

○南川則之議員 もらっていますか。

(「以前配付してもらった」「ホームページにあります。ホームページからダウンロード」「ありがとうございます」の声あり)

○木下順一議長 よろしいですか。

他にございませんか。

河村議員。

○河村 孝議員 経済回復のところの対象事業拡大プレミアム付商品券の販売。実際事業をやるところというのは農水なので、なかなか答えにくい部分もあると思うのですが、商工会議所の婦人部会とミライトークをちょっと話した時に、今回のプレミアム商品券について、もちろんなかなか使い勝手が悪いという意見があって、その指摘の中で一つあったのが、ランチをしに行くのに1,000円券というのは、お釣りがもらえないという事情があって、非常に使い勝手が悪いと。500円にならないか、500円つづりにならないかという話があったんです。そのときに、当然今回の商品券については、なかなか使う側の意見ではなくて、まず傷んだところからというところで、経済的に誘導したという説明もさせてもらったし、今度は500円になるとその辺の費用対効果も出てくるだろうからという説明もさせていただきました。ただ、実際商品券を扱うに当たって、今後そういう500円刻みなんかが可能なかどうか、検討した結果、費用対効果の面で実は500円つづりではなくて1,000円つづりになっとなんかという話なのか、ちょっとその辺を詳しく教えていただきたいと思うのですが、分かる範囲で結構です。担当課と違うので。

○木下順一議長 高浪副参事。

○高浪副参事 今実施しております1,000円掛ける5枚ですよ。それに関しては事業者支援ということでございますので、生活支援ではなくて500円券ではなくて1,000円、とにかく使っていただくということを重視して1,000円掛ける5枚にしたということを聞いております。次の業種の拡大に関しては、もちろんそういったご意見も踏まえて検討しているということは担当課から聞いておりますので、今後これは恐らく補正のほうに上がってくるかと思っておりますけれども、そのときにご審議いただければと思います。検討していることは聞いておりますので。

○河村 孝議員 ありがとうございます。

○木下順一議長 他にございませんか。

濱口正久議員。

○濱口正久議員 先ほどの説明でいくと、9月末までということやったのかな。国へ最終的に提出すると。もうほぼほぼこれに上がってある素案のものを中心に予算化していくということで間違いはないのでしょうか。

○木下順一議長 高浪副参事。

○高浪副参事 実施計画に上げますので、この中にあるものは予算化を検討していく。ただ、先ほども説明の中で申し上げましたが、フェーズが変わっていきます。感染症第二類からどうなるかと今検討に入っているということも聞いておりますので、そうなりますと人間の動きが変わってきます。その辺りも十分注視しながら補正予算化していくことになっております。

○木下順一議長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 ありがとうございます。まだ今後そういうふうな形で、これはあくまでも素案ということで伺いました。ありがとうございます。

○木下順一議長 よろしいですか。

他にございませんか。

山本議員。

○山本哲也議員 これから今後補正を検討されているところが何件かあるのかなというふうに思うのですが、これも検討していくに当たって各種業界団体等々のヒアリングとか、一般質問でさせてもらいましたけれども、トップ同士一緒にやってこやとかというようなところというのはされている感じですか。

○木下順一議長 高浪副参事。

○高浪副参事 私の知る限りでお答えさせていただきますと、市長が各種団体のトップの方と意見交換していることは聞いておりますし、各課、私ども企画財政課も含めまして観光協会、会議所、漁協、そういったところとの意見交換、以前よりも十分させていただいているつもりでございます。

以上です。

○木下順一議長 山本議員。

○山本哲也議員 ありがとうございます。進めていくに当たって、多分委託とかという形になっていったりとかというような事業が多いかと思っておりますので、その辺りも含めまして、ぜひ一体となってオール鳥羽で進めていくという発言もありましたので、ぜひそのように進めていただきたいなというふうに思います。

○木下順一議長 他にございませんか。

世古議員。

○世古安秀議員 経済回復の一番最後のところ、年度末時期の誘客促進ということで書かれておりますけれども、具体的にどういうふうなところはまだ出ていないのですか。

○木下順一議長 高浪副参事。

○高浪副参事 こちらに関しては観光課の担当と書かせていただいておりますけれども、本当にこれからのフェーズで、では冬はどうなるか、次の春はどうなるかということも見極めて検討していくということでございます。

○世古安秀議員 分かりました。

○木下順一議長 他にございませんか。

瀬崎議員。

○瀬崎伸一議員 要望というわけではないのですけれども、教えていただきたいことと要望がセットになってくるのですけれども、感染症対策というところで、避難所のスポットクーラーというような、割とピンポイントな感じの書き方をさせていただいているところがあると思うんです。夏の暑い時期はスポットクーラーかなと思うんやけど、これから寒なってきたら逆やんねというのもありますし、もちろん一年を通してみれば避難所にそれがあるほうがいいというのはすごく分かるんで。もしこういう感じで入れられるのであれば、なかなか避難所という広い空間をできるかどうかはちょっと現実問題があるとは思うんやけど、いわゆる空気清浄機なんかも検討の余地はないのかなと思うんです。その辺というのは検討されたりもしてるのか。それこそ担当課があると思うのでここではと言うのかも分からんのですけれども、もしよければ入れて効果のあるものであればそれも検討していただきたいのと、要望でとどめます。

○木下順一議長 他にございませんか。

戸上議員。

○戸上 健議員 1点お聞きします。

冒頭で企画財政課長が、議員の皆さんからも提案をとということ言われました。それで、市長にうちのほうも8月15日に15項目申し入れまして、要望して、先ほどの副参事の説明では30日に本部会議で、言わばこの原案、素案を作ったということでした。ここへ盛り込まれていないものについては、僕は要望したのだけでも、もうそれは却下になっているというように理解してよろしいのでしょうか。それとも、僕なんか要望すれば、さらに検討の余地があるのか否や、それをちょっと教えてください。

○木下順一議長 企画財政課長。

○濱口課長 当然まだ検討の余地があると思っていますし、各課のほうで一応アイデアをいただくようにも言っていますので、また提出が18日までになっていますので、もう一度言っていただいて、そのときの状況もいろいろ変わるとお思いますので、また再検討をさせていただきたいとお思います。

○戸上 健議員 分かりました。市長のほうがこれを検討したいというふうにおっしゃって、30日の日に懇談をしたときにそういうふうにおっしゃってここに盛り込まれていないというのがありますが、それはもう却下されたということではなくて、今検討中だと、俎上に上がっているという理解でよろしいですか。

○木下順一議長 企画財政課長。

○濱口課長 今回ご提出させてもらった素案のほうも、あくまでも粗々の計画として出していく部分ですので、また出していただきたいとお思います。

○戸上 健議員 分かりました。

○木下順一議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので、この件は終了いたします。

説明員を交代しますので、執行部の皆さんは退席をお願いします。お疲れさまです。

それでは、次に②コロナ禍における防災業務についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

奥村副参事。

○奥村副参事 お忙しいところすみません、お時間いただきましてありがとうございます。

報告中心ですので15分程度で、なるべく早くさせていただきたいと思います。また、不明な点は書いておりますところを見ていただいたら大体つかんでいただけるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

全員協議会の資料の総務課1というものが4点ほどございますので、事項書ということになっております。事項書の一つ目としましては、地震、津波時の要配慮者等の分散避難について。要配慮者の担当が健康福祉課となっておりますので、同席をいただいております。2点目、避難所におけるコロナ関連、防災資機材の整備についてという点です。3番目はコロナの関連ではございませんけれども、報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、事項書の1番なのですが、大規模な災害のときに分散避難の誘導をしていくということが新たに出てきております。県の協定等も含め、避難所の選択肢が非常にたくさんになりました。てんやわんやの状態です。どうオペレーションしていくか、基本的な方向性をまとめましたので、総務課2という資料をご覧くださいと思います。

1ページです。

まず前提なのですが、風水害では避難所が密の状態になることは現在までの経験上ほぼないということで、地震、津波、大規模な災害に限定してという話でお願いしたいと思っております。現状、地域防災計画では、発災後対策として3番、避難所への避難誘導ということで、避難の順序ですが、A高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者及びこれらに必要な介助者。B一般市民、C防災関係者という優先順位がついております。4番目、避難所の開設及び運営支援ですが、避難所の開設はまずあらかじめ指定しております指定避難所は避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設いたします。必要に応じてそれ以外の施設も土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設する。それから、要配慮者に配慮し福祉避難所を開設するとともに、その受入れ状況に応じて宿泊施設を借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるとなっております。これを受けまして、右側に新たな対応としまして、まずコロナにおいて避難所でソーシャルディスタンスを確保する必要がございますので、今までの収容人数がおよそ半分になります。

それから2点目、要配慮者につきまして、三重県が2月に災害時の要配慮者等への宿泊施設の提供に関する協定を締結しました。これは災害救助法が適用されるような大きな災害ですと、県が主体となるために県が協定を結んできたという意味でございます。この内容、括弧の中に書いてありますが、介護を要しないもの。介護を要する人まで旅館、ホテルでは無理ですよということ。それから、その家族ごと受け入れることができるということで、かなりの人数、高齢者が入っていますのでかなりの人数をこの協定施設に避難させることができるというふうな内容となっております。借り上げ主体は県でございます。ということで、下の四角の中なのですが、地区別に道路が寸断等している可能性が高いので、地区別に過去最大規模の津波発生時における以下のシミュレーションを行ったと。要配慮者をどういうふうに避難させるか、基本的な避難誘導方針を調整いた

しましたということです。

まず、シミュレーションですが、指定避難所の収容人数の再算定、先ほど申しあげました2分の1程度です。それから避難者数を地区別に試算しまして、そのうちの要配慮者、世帯数の試算を行いました。それから県が協定を結んだ施設全部に避難できるかというところ、正直浸水地域になっているところもございますし、あと観光客の方が見えると、道路が寸断しているとかいろいろな状況が考えられますので、一斉にどんと避難誘導するわけにはいかんかなというふうなことで考えております。

2ページ、ご覧ください。

中段に方針とございます。ここをちょっと読み上げさせていただきます。

まず、一番最初に福祉避難所で受け入れるべき介護を要する避難者を福祉避難所へ避難誘導いたします。それから、そのほかの介護は必要としない場合の要配慮者の方については、道路寸断等の状況等を勘案しながら、県の協定施設を積極活用する方針としたいと思います。それから、要配慮者の指定避難所から協定施設への誘導は、可能な限り早い段階で案内できるように取り組みたいと思います。それから、協定施設の稼働状況、道路寸断の復旧状況等に合わせて、次の基準で段階的な誘導をしたいと思っております。まず最初の段階は、障がい者、妊婦、乳幼児がいる世帯を地区内の協定施設、道路等の寸断状況も見ながらですが、地区内の協定施設へ誘導したいと思っております。第2弾としまして、避難所生活、長期化することに支障があるであろうという世帯を案内したいと思っております。第3段階、後期高齢者、75歳以上の高齢者、第4段階、前期高齢者がいる世帯ということで、観光客の方が徐々に自分の家へ帰っていったり、道路が通れるようになったりという段階で、こううまくこういう段階で誘導できるようにしていきたいというふうに思っております。

次の3ページ、ご覧ください。

鳥羽市全域のシミュレーション結果としまして、平成26年に県が津波の浸水の想定とか全壊家屋の想定とかそういったシミュレーションをしております。それを今回地区別に鳥羽市で独自でやってみたというものでございます。鳥羽市全域のシミュレーション結果としまして、矢印引っ張ってありますけれども、右側の表、指定避難所のコロナ後のソーシャルディスタンスを取った場合の想定収容人数は1万230人でございます。今回のシミュレーション結果としまして、避難所に避難してくる世帯が2,424世帯で5,249名というふうに試算をいたしましたので、十分全体で見れば指定避難所でも収容可能と思われれます。ただし、やはり避難所生活をしていくよりもホテル等のほうがいであろう要配慮者について、そちらの左の表ですけれども、1,598世帯ございました。右のほう行っていただきますと、先ほどの県の協定の組合になっているホテル等の部屋数、対応可能、浸水しないであろうということが最大1,500部屋程度です。ですので、おおよそ要配慮者全体的に収容していただけるのではないかと。要配慮者の皆様がそういうところを望むわけでもないと思っておりますので、入っていくのではないかとというふうに思っております。鳥羽市の場合、高齢者が非常に人数が多いので、左の表の下から2行目、要介護、要配慮者以外の世帯がすごく少なくなくて826世帯の1,527人と出ております。もちろんこの数字は避難所に収容できますので、こういった形で収容できていくのだらうなという全体のシミュレーション結果となっています。下へ行きまして、先ほど申しあげたことの繰り返しなのですが、避難所の密は理論上問題ありません。ただし、町の孤立等の状況によっては、ひよっとすると誘導が必要かもしれません。要配慮者の収容も先ほどと同様ですが、道路寸断等の状況、避難所となる施設側の稼働

状況、そんなものによって左右されますが、段階的にいけば大丈夫だと思っております。

次のページ、4ページをご覧ください。

先ほどは鳥羽市全体の数字を見てみたのですが、これは地区別のシミュレーション結果です。指定避難所自体の密はどうかというのと、要配慮者の収容で普通にすんなりいくのか、課題があるのかというところをまとめさせていただいております。例えば上から避難所の密だけを見ていきますと、ずっといきますと坂手のところで課題ありになります。ただし、ここも避難所の密を解消するためにコミュニティアリーナへパーテーションを設置をすれば解消する見込みでございます。それから同じく右の列、要配慮者の収容ですが、例えば坂手の場合課題ありとなっております。島内にそういった旅館、ホテル、協定施設等がないからでございます。希望者は鳥羽安楽島地区へ誘導していく必要があります、海上の航行が困難であると思われるので、国等へ支援を要請する必要があるというふうに考えております。そういった形で鳥羽市全域各地区別にこんな課題があるけれども、順序立てて避難をさせていこうということをまとめております。ここから先のそれぞれの地区のシミュレーション結果等は説明を省略させていただきたいと思っております。

あと15ページにいきますと、どうやってシミュレーションをしたかというやり方等をまとめております。

以上で事項書の1番の説明は終わらせていただきます。

このまま続けて説明させていただきます。

続いて、総務課3の資料をご覧ください。

今度は避難所のコロナ関連防災資機材の整備についてでございます。

マスクとか消毒液等の当面必要となる消耗品につきましては、既に一定数準備をさせていただきました。ただ、先ほど説明のありました臨時交付金で、もう今から事業を打っていけないというとき、残が出ているようなときには、買い増しもしていきたいというふうに考えております。今度は消耗品ではなくて備品なのですが、先ほどの臨時交付金の説明でも説明あったかもしれませんが、飛沫感染を防ぐパーテーションの配備の方向性と予定、それから段ボールベッドというものも有効だと言われているのですが、鳥羽市でどう考えているか。その他夏の避難所の運営に必要なスポットクーラー配備等の考え方について説明させていただきます。

まず総務課3の資料の1ページなのですが、今既にマジックパネルという4.5畳10室というものが一定数入っております。それからワンタッチパーテーション、緑色のものですが、高さ1.2メートルで四方が2.1、1.2、2.1の正方形の形のものが一定数入っております。こういったものを避難者がたくさん収容できる体育館等に配備していくと、ソーシャルディスタンスをこのパーテーションで感染予防ができますので、詰めて入っていただくことができます。そういったことでパーテーションの効果としまして飛沫感染防止に効果がある、あと隣接配置が可能、それからもともと長期の避難にはプライバシー保護のために必要というふうに考えております。そういった形で1ページ目は小中学校に配備するとこんな形、2ページ目はちょっと大きい中学校の体育館ですとか、あと文化会館の大会議室等に入れるとこんな感じというのを実寸で置いてみております。この結果、今配備少々しているのですが、これらを小中学校の体育館等に整然と整備すると、5ページになるのですが、一番下の合計のところです。今区画数の配備の状況としまして、パネルが150区画あります。パーテーション129あります。それを先ほどのように整然と体育館に整備いたしますと、パネルはもう追加で買わないとしてパーテーションが516要ということになりました。その結果、差引きしまして

387追加で購入すると体育館に整然と整備ができるようになります。こういった形で下の四角にあるのですが、臨時交付金の実施計画に掲載をさせていただき調整をしているところということと、あと12月補正でその臨時交付金の残等を見ながら予算要求をしていきたいというふうに思っております。パーテーションについてはこのとおりでございます。

また、1ページに戻っていただきまして、段ボールベッドですけれども、段ボールベッドは床付近のウイルスの吸い込みの防止に効果があるとされているのですけれども、保管場所と設置場所を取ります。例えば緑色のパーテーション、私ども3人家族まで入ってもらいたいと思っているのですが、段ボールベッドを使うと2までしか入らないというような現状もございます。あと設置場所の問題、あと再利用が難しいということで、このパーテーションはファスナーがついていまして、床付近のほうまでファスナーが下りますので、代用することができると思っておりますので、鳥羽市としてはパーテーションでいきたいというふうに考えております。最後です。スポットクーラーです。

3ページをご覧いただきたいと思っております。

大規模な避難所になりますと体育館等になるのですが、基本的に体育館等には冷暖房がございません。ですので、そういったところに一定数配備をしていきたいと思っております。こちらも同様に実施計画に掲載させていただきまして、12月で予算化していきたいというふうに思っております。それで、このスポットクーラーにつきましては、基本的に一つの体育館に二つぐらいしていこうかというふうに考えております。と言いますが、国のプッシュ型支援というのがあります。そのときに、かなりの数やってくるというふうな情報を得ておりますので、市として夏場の暑いとき、風水害でも使えることを考えて2機ずつぐらいを配備していったら、あとは国のプッシュ型で対応していけばどうかというふうに考えております。

事項書の2のコロナ関係の防災資機材の整備については以上でございます。

続きまして、総務課4の資料をご覧いただきたいと思っております。

事項書の3の中で2点ありますが、1点目の浸水の想定と言いますのは、これまで課題として認識していたものを少し進めさせていただいたという意味でご報告させていただきます。

災害時は災害対策基本法という法律を基本によりどころとしまして災害に対応するのですけれども、大規模災害時は応急対策として、災害救助法という応急対応の特例法が適応されるか否かで市民の負担等が変わってまいります。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目、ページを振っていないのですけれども2枚目。

3のところなのですが、救助の種類は右側のアンダーラインです。住宅の応急修理ですとか障害物の除去、こういったものに国のほうから経費が出てまいります。こういうことにお金が出るかどうかで市民の負担等も変わってくるというふうに考えています。また、被害の情報がマスコミで取り上げられて全国に知れわたることによって支援団体ですとかボランティアが集まってくる数も違ってまいります。ということで、災害の状況に応じた想定を持っておいて、いち早くそれを県等に報告してマスコミに発表するという行動が災害時には必要になるというふうに考えておまして、実際の被害の調査はその後の話だと考えています。本市のほうで今までそのような想定を準備しておらなかったのですけれども、気候変動等で災害の被害が大きくなってまいっておりますので、浸水被害の想定件数を過去の被害の状況に基づいて3パターン作りました。1点目が高潮です。以

前、かなり前なのですけれども、坂手がかなり浸かったときがあります。そういったときに、現地からの冠水の報告と、そこにアンダーライン引かせてもらったのですけれども、気象庁の潮位の観測情報で簡易的に想定件数を出そうというふうに数値を定めました。これはまだそういう被害の都度見直しをしていきます。2点目は、大雨の降水量と満潮の重なりという、一般的な台風等の被害です。そういったときに、どこがどういう状態、どこが冠水が始まったらどのくらいの数字で発表しようというものです。3番目、ゲリラ豪雨が原因で谷から水があふれてきてというようなことも最近起こっております。そういったときに、何件程度床上床下浸水があるという報告をこの表の数字でやっていきたいというふうに思っております。そういったことで、応急対策をしていくために、お隣の伊勢市等でも想定の件数を持っておると聞いておりました、そういったものを作って運用していきたいと思っておりますので報告をさせていただきました。ですので、床上何件というのがテレビを通じて出たとしても、具体的にどこというふうなお話ではないという点をご認識いただきたいと思います。思っております。

その他の2点目です。

今回の9月の会議の閉会日10月2日にご承認いただきたい案件としまして、大きなものなのですが、防災行政無線のデジタル化工事の追加上程をお願いしたいと思っております。現状の説明をさせていただきます。これは資料ございません。

この業務なのですが、工事と言いつつも経費の多くが防災無線システムの機器の費用が大半を占めておりました、各社のシステムでこういった機能があるかというようなことがまちまちで、その点を評価しないといけないのではないかということで、一般的な入札ではなくプロポーザルの方式で進めさせていただいております。昨日プレゼンテーションを実施をさせていただきました。それでまだ起案中ですので、会社名をちょっとお伝えすることができないのですが、メーカーごとに鳥羽の地形でも聞き取りやすいような工夫ですとか、そういったことを比較してプレゼンテーションさせていただきました。地方公共団体の行政無線の規格に沿った機器を製造しているメーカーが、ある種類については6社ありまして、そのメーカーを指名させていただきました、昨日5社のプレゼンテーションをさせていただきました。例えばスピーカーを高性能のものにだんだん置き換えるようにとか、そういった仕様を上回る提案を結構たくさんいただきまして、機能の向上をかなり入れることができたと思っております。また、そちらについては10月2日の議案のほうに上程させていただきますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○木下順一議長 説明は終わりました。

この件につきましてご質疑はございませんか。

濱口正久議員。

○濱口正久議員 一番最初の要配慮者のところについてお聞きします。

以前3月の一般質問でちょっとする予定がちょっといろいろありまして、それができなくなったのですけれども、そのときにお聞きした要援護者の名簿ですと、2,200人というふうに伺っているのですけれども、今回要配慮者となると3,626人というふうな数字でいただいておりますけれども、これは要援護者よりもさらに拡大した数字というふうに、広い範囲で乳幼児等を含めたというふうに考えてよろしいでしょうか。

○木下順一議長 奥村副参事。

○奥村副参事 今回避難ができる対象者が、もう通常の高齢者の方も含んでおりますので、そういった方々も含んでおります。要援護という枠ではなく、高齢者であればもう要配慮者の中に入っているという数値でございます。

○濱口正久議員 ありがとうございます。

○木下順一議長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので、この件は終了いたします。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

(午後 5時02分 休憩)

(午後 5時06分 再開)

○木下順一議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、③の人事案件であります。

本案件は人事案件であることから、鳥羽市議会の運営に関する基準により非公開として取り扱い、インターネット配信を行いませんのでご了承願います。事務局は配信を停止してください。

それでは、まず教育委員会委員の任命について、執行部より説明をお願いいたします。

市長。

(地方自治法第115条による会議録非公開部分)

○木下順一議長 執行部の皆さんは退席をお願いいたします。

ありがとうございました。

続きまして、協議事項2、議会協議事項①についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書について、事務局長に説明をさせます。

事務局長。

○清水事務局長 それでは、ご説明いたします。

お手元に資料はございませんが、全国市議会議長会より6月30日付の文書で、この新型コロナウイルス感染症の影響に伴う主要財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出について、9月会議において議決の上国会関係行政庁へ提出依頼がございました。そして、お手元に配付の8月6日付で全国市議会議長会から再依頼がありましたことから、先日意見書案を議員皆様にメールで情報共有させていただいたところです。鳥羽市でも新型コロナウイルス感染症の影響により主産業である観光業や漁業が大きなダメージを受け、地方自治体の主な財源である税収が大きく落ち込むことが予想されております。このことから、意見書

の提出について全員協議会で協議したほうがよいのではないかと議長から提案がございました。

それでは、8月6日付の文書の2枚目の意見書案をお開けください。

内容といたしましては、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書案。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても地方税、地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっている。地方自治体では医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまででない厳しい状況に陥ることが予想される。よって、国においては令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、現収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理、合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5、とりわけ固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置としてやむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

次のページをめくっていただくと、提出先につきましては、衆議院議長をはじめ9名の大臣等でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○木下順一議長 事務局長の説明は終わりました。

今朗読していただいた意見書ですけれども、これの取扱いについていかがさせていただきますでしょうか。

(「議長一任」の声あり)

○木下順一議長 上程するかしないか、国へ意見書を上げるかどうかです。

世古議員。

○世古安秀議員 本当に地方はもう税収が減って、これからどういうふうにして行政を運営していくかというのは、本当に見通せない状況ですので、国はやはりきちんとその財源も確保して、地方交付税としてしてもらおうということ、これはもう切に、確実に実行してもらわないといかんということで、要望書をきちんと出したほうがいいと思います。

以上。

○木下順一議長 はい、ありがとうございます。

それでは、この件につきましては10月2日会議で上程することに決定をいたします。

発議する提出者及び賛成者については、もう1件意見書がありますので、併せて最後に決めたいと思います。続きまして、協議事項2、議会協議事項②についてであります。

防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書について。

これも事務局長に説明をさせます。

事務局長。

○清水事務局長 それでは、ご説明いたします。

資料を配付させていただいておりますのでご覧ください。8月21日付の文書でございます。

一般社団法人三重県社会基盤整備協会より、8月21日付の文書で意見書の提出について依頼が来ております。

初めに、依頼団体の一般社団法人三重県社会基盤整備協会についてご説明をさせていただきます。

本協会のまず設立経緯でございますけれども、道路、河川、治水、砂防、港湾、海岸等の社会基盤の整備は、三重県内の住民の安全、安心の確保、経済活動の発展に不可欠なものです。このため、これらの整備促進に対する国等への要望活動等については、従来道路協会、河川防災協会、治水砂防協会、港湾海岸協会、都市計画協会等が、それ独自で展開してきた経緯がございます。その後、社会経済情勢の大きな変化、社会基盤整備に対する国庫補助金の一括交付金化への流れ、また各会議における厳しい財政状況等を踏まえ、効率的、効果的かつ円滑な協会運営の見直しが求められ、平成24年度から先ほど申し上げた各協会を一般社団法人三重県社会基盤整備協会に統合し一元化したというものでございます。この1枚目に各協会の会長名が書いてありますが、三重県社会基盤整備協会の河上会長は熊野市長でございます。その下の前葉会長が津市長、尾上会長は紀北町長、順に鈴鹿市長、いなべ市長、松阪市長、亀山市長というように、三重県内の代表の各首長が会長を務める協会を統合したものでございます。このようになっております。

次に、依頼文についてご説明させていただきます。

8月21日付で国土強靱化の継続・拡充を求める意見書の提出について、議長に依頼がございました。平成30年度から集中的に取り組んでいる防災・減災、国土強靱化のための3か年が令和2年度で最終年度となります。対策に必要な箇所はいまだに多数存在しており、令和3年度以降においても対策を進めていく必要があります。このことから、緊急自然災害防止対策事業債の適用期間の延長をはじめ、引き続き防災・減災、国土強靱化対策の更なる継続・強化及び必要予算の確保が必要ということで、地方自治法の第99条に基づき提出をお願いしたいというものでございます。

2枚目の意見書案をご覧ください。

1枚目と2枚目のタイトルが違ってございますが、9月1日付で2枚目のタイトルに変更の連絡がございました。したがって、2枚目の防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書が正式でございます。

それでは、このことについても、議長のほうから全員協議会で協議したほうがよいのではないかという提案がございました。意見書案につきましては、このことにつきまして朗読をもって説明に代えさせていただきます。

す。

防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書。

近年、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、激甚化、頻発化する自然災害により、全国各地で甚大な被害が発生しており、我が国にとって国土強靱化は依然として喫緊の課題である。現在令和2年度までを実施期間とする防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策により、国と地方が一体となって、ハード、ソフト両面から防災・減災、国土強靱化対策を集中的に実施しているが、対策が必要な箇所はまだまだ多数存在するため、中長期的視野に立って具体的目標を掲げ取組の加速化、進化を図ることが極めて重要であり、本市でも3か年緊急対策を活用し、県土の強靱化対策を強化してきたところであるが、想定される大規模自然災害や南海トラフ地震などに対して、事前防災及び減災の取組を引き続き推し進め、県内の脆弱な社会インフラを整備し、機能を維持する必要性は高い。また、地域住民の安全、安心を確保し、大都市部への過度な一極集中から脱却するためにも、地方の強靱化対策は必要不可欠である。よって、本市議会は国において防災・減災、国土強靱化対策をより一層推進するために、下記の措置を講じることを強く求める。

1、令和3年度以降においても国土強靱化基本計画に基づき中長期的な見通しの下、国土強靱化対策の対象事業を拡大するとともに、別枠予算による必要かつ十分な予算の確保など、対策の抜本的強化を図ること。なお、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れが見られる地方に十分配慮すること。

1、地方公共団体が策定見直しを進めている国土強靱化地域計画に基づく取組を迅速かつ確実に実施するために、必要な予算を総額確保を図ること。

1、長寿命化計画に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう、新たな財源を想定するとともに、長期安定的な必要かつ十分な予算を確保すること。

1、令和2年度で終了とされている緊急防災減災事業や、緊急自然災害防止対策等については、地方自治体の取組状況を踏まえ、適切に検討を行い、令和3年度以降も延長するとともに、地方の実情に沿ったより活用しやすい地方債制度にするなど、地方財政措置を拡充すること。

1、社会資本の適切な整備及び管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、国の地方整備局を含め現場に必要な人員や体制の維持及び充実を図ることとしております。

提出先につきましては、衆議院議長をはじめ9名の大臣等でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○木下順一議長 事務局長の説明は終わりました。

今説明のありました意見書の取扱いについて、いかがいたしましょうか。

(「異議なし」「議長一任します」の声あり)

○木下順一議長 意見書を挙げるということで。

(「ちょっと聞きたいことがあるんですけども」の声あり)

○木下順一議長 瀬崎議員。

○瀬崎伸一議員 文章の中に県土という表現と県内という表現があるんですけども。別に県の中やから鳥羽市のことを言うのでもそれでええかなとも思うんですけども、ちょっとこれがもし表記の揺れやったら訂正されたほうがええんちゃうかなと思うんですけども。三つ目。そんな感じで。

○木下順一議長 次長。

○木田次長兼議事総務係長 その部分について説明をさせていただきます。

こちら出てきた意見書例ということで一度提示させていただいておりますが、中の部分を見ていくと、実際には市の実情にそぐわない部分ももちろんございます。先ほどご指摘を受けた県土と書いてある部分とか県内とか、あと本市でも3か年緊急対策を活用しというのは、例文ではこのようになっておるのですが、実際にはうちはそういう言い方にはならないということをちょっと建設から確認をしておりますので、実際に出すときにはちょっと実情にそぐうような形で文章を訂正させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○木下順一議長 よろしいですか。

それでは、この件につきましては10月2日会議で上程することに決定をいたします。

次に、今回の二つの意見書について、提出者、賛成者になっていただく方を決めたいと思っております。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

○木下順一議長 一任ということで。

それでは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書については濱口正久議員が提出者、賛成者が坂倉紀男議員と奥村敦議員にお願いしたいと思っております。

次の防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書については、瀬崎伸一議員が提出者、賛成者が片岡直博議員と中世古泉議員にお願いをしたいと思っております。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○木下順一議長 ありがとうございます。

10月2日に上程をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

長時間にわたりまして本当にご苦労さまです。

これをもって全員協議会を散会いたします。

(午後 5時27分 閉会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年9月4日

鳥羽市議会議長 木 下 順 一